

介護予防・日常生活支援総合事業

(総合事業)のお知らせ

2024年4月



平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が始まりました。

この事業は、住み慣れた伊達市でできるだけ長く生活できるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に生かして要介護状態となることを予防することを目的としています。

事業者をはじめ、多様な主体によって伊達市のみなさんの求めるものに合ったサービスを提供することで支援が必要な方を地域で支えあう体制づくりを目指すものです。

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を利用して、介護予防に取り組みましょう。

伊 達 市

健康福祉部高齢福祉課 82-3196（1階5番窓口）

よくある質問

Q. 総合事業のサービスを利用するにはどうしたらよいですか？

A. 伊達市地域包括支援センターや市役所1階高齢福祉課（5番窓口）にご相談ください。身体の状態によって要介護認定を受けていただくか、基本チェックリストを実施してサービスを利用させていただきます。

Q. 事業対象者でも住宅改修や福祉用具の貸与はできますか？

A. 事業対象者となった方が住宅改修や福祉用具の貸与等を利用するには、「要介護（要支援）認定」を受ける必要があります。

伊達市地域包括支援センター をご活用ください！

伊達市鹿島町20番地1

電話：0142-21-7755

FAX：0142-21-7756

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、さまざまな面で支援を行うための総合相談機関です。地域の関係機関と連携し、みなさんの生活のサポートを行っています。

介護予防ケアマネジメント

要支援に認定されたケアプランを作成したり、生活機能が低下している方へ総合事業の利用を支援したりします。

権利擁護

高齢者の虐待防止や悪質商法の被害防止、その他人権や財産を守るために必要な成年後見制度などの利用にあたって支援を行います。

総合相談支援

高齢者の抱える生活全般の悩みや相談に対し、適切なサービスの紹介や解決のための支援をします。

認知症に関する相談

認知症地域支援推進員が、認知症の症状や介護方法、受診についてなどの相談を受けています。また、認知症介護者のつどい『つくしんぼう』も開催しています。

総合事業利用の流れ

要介護認定で要支援に認定された方及び基本チェックリストにより総合事業の対象者と判定された方が対象となります。



○市役所本庁舎 1階高齢福祉課<5番窓口> ○伊達市地域包括支援センター
○担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談（※原則本人が相談）

要介護認定申請

基本チェックリスト（25項目の質問）を受ける

要介護
1～5の方

要支援
1～2の方

非該当
自立の方

生活機能の低下が
みられた方
（事業対象者）

自立した生活を
送ることができる方

介護保険の
介護サービスを利用
介護給付

地域包括支援センターまたはケアマネジャーと相談し、ケアプラン作成

従来の介護予防給付

- ・訪問看護
- ・福祉用具貸与
など

介護予防・日常生活
支援サービス事業

- ・訪問型サービス
（訪問介護）
- ・通所型サービス
（通所介護）

一般介護予防事業

- ・介護予防グループ活動
- ・地区介護予防教室
など

※心身の状況や利用したいサービスによっては、要介護認定（新規・更新）を受けなくても基本チェックリストの確認で利用決定でき、サービス利用の手続きが簡単になります。



■介護予防・生活支援サービス事業

要支援 1・2の方

事業対象者

訪問型サービス

①現行相当サービス（従来通りのサービス）

ホームヘルパーが、入浴介助などの身体介護や、掃除、買い物などの生活援助を行います。

●自己負担のめやす（1か月につき）

	1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度の利用	1,176円	2,352円	3,528円
週2回程度の利用	2,349円	4,698円	7,047円

②緩和した基準によるサービス（新しいサービス）

ホームヘルパーなどの従事者が、掃除や買い物、調理、洗濯などの生活援助を行います。身体に直接接触れることがあるサービスは含まれません。

●自己負担のめやす（1か月につき）

	1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度の利用	999円	1,998円	2,997円
週2回程度の利用	1,996円	3,992円	5,988円

通所型サービス

①現行相当サービス（従来通りのサービス）

送迎、機能訓練、レクやゲームなどによる交流、入浴、食事などを提供します。

●自己負担のめやす（1か月につき）

	1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度の利用	1,798円	3,596円	5,394円
週2回程度の利用	3,621円	7,242円	10,863円

②緩和した基準によるサービス（新しいサービス）

今までの介護予防通所介護よりも施設や人員基準を緩和して提供するサービスです。

●自己負担のめやす（1か月につき）

	1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度の利用	1,528円	3,056円	4,584円
週2回程度の利用	3,077円	6,154円	9,231円

■一般介護予防事業

65歳以上のすべての方

事業名	内容
介護予防グループ活動	地域のボランティアグループなどが中心となり、介護予防活動や生きがいづくり活動、ふれあい交流活動を行っています。
地区介護予防教室	介護を必要とする状態になることを予防する「介護予防」や健康づくり等について、地域で教室を開催します。
伊達はつらつ元気塾（有珠地区対象）	健康カラオケを利用した健康づくりプログラムです。音楽や映像にあわせて楽しく身体を動かし、転びにくい身体づくり、認知症予防を行います。
アクティビティ（音楽活動）事業	音楽活動を通して心身機能の低下を防ぐとともに、社会性・協調性を維持します。